

学校いじめ防止基本方針

1. 基本方針

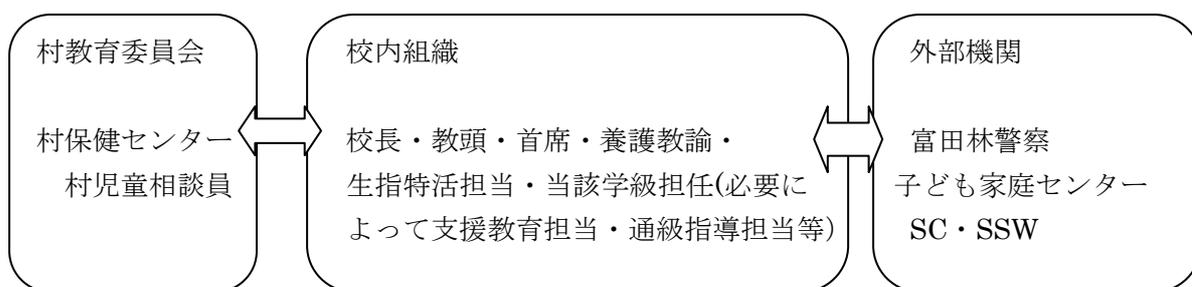
- いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応するものであることを認識する。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、加害・被害という二者関係だけではなく、傍観者の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を形成することに取り組む。
- いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるよう指導を行うものとする。
- 「いじめは絶対にいけない」ということだけではなく、「ひとりひとりの人権尊重や仲間づくり、集団づくり、居場所づくりからいじめをなくす」という観点を持って指導する。
- いじめをなくすことは「個別アプローチ」だけでは解決はなく、教師も含めた集団内の構造を変えることが大切であると認識する。
- 児童へ「障がいのある仲間」に対する理解と人権意識の向上に努める。

2. いじめ防止等の対策のための組織について

※重大事案発生時の調査機関を兼ねる

組織名 「いじめ不登校対策委員会」

組織図



※SC…スクールカウンセラー

※SSW…スクールソーシャルワーカー

いじめ不登校対策委員会

構成メンバー

校長・教頭・主席・生指特活部員・当該児童の担任・養護教諭

※必要がある時には、村配置のＳＣ（スクールカウンセラー）ＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）、村家庭児童相談員 等の該当者等が参加する。

は、相談窓口。は、座長。

活動内容

- いじめ防止における措置の実効的組織の設置として、既存組織を再編し、複数教員及び必要時における府ＳＣや府ＳＳＷ等の専門家の会議への参加
- 校内における情報共有を図る
- いじめにおける相談・通報窓口となる（明確化：生指特活担当者など）
- 個別事案において、事実関係の把握・情報収集・確認・報告・対応策の検討を行う
- 学校、学年行事等を立案する組織と連携し、いじめ防止のための取り組みを行う
- 会議の年間計画、定期開催及び臨時開催
- 基本方針の点検・検証（PDCA サイクル）等の機能を持つ組織づくり
- 文部科学省年度末問題行動調査（いじめ・暴力行為・不登校等調査）や府学期末問題行動調査や学校評価アンケート等による点検・検証

3. いじめ防止について

（１）未然防止の取り組み

- 例
- ・道徳教育の推進（教育活動全体を通じて）
 - ・人権尊重の観点に立ったいじめ防止について
 - ・ストレスへの対処（ＳＣ活用も可）
 - ・自己有用感や充実感の醸成（ボランティアや異学年交流などの行事）
 - ・児童会のいじめ防止への取り組み
 - ・クラスづくり、集団作りの取り組み

（２）学校以外の機関との連携協力

- 例
- ・富田林警察署 赤阪・千早駐在所との連携
 - ・富田林少年サポートセンターとの連携
 - ・犯罪防止教室の実施
 - ・スクールカウンセラーによる児童生徒向けの講習会
 - ・ネットいじめについての講習会

4. いじめの早期発見について

（１）具体的対策の年間計画

- 例 ・月に1回のアンケート調査（必須）
・カウンセリング習慣・個人懇談
・長期休暇前のいじめ相談窓口（外部機関も含め）の周知（必須）

5. いじめ認知後の対応について

(1) 基本的な対応について

『府教委「いじめ対応マニュアル」等を参考にマニュアル化』

①個別対応についての方針

- ・被害者への対応（安全確保・被害児童生徒、保護者心のケア）
- ・加害者への対応（加害生徒への指導及びその背景を探り、保護者と協力して改善策を検討）

②集団指導についての方針

- ・傍観者への対応

(2) 緊急・重大事態への対応について

①個別対応についての方針

- ・被害者への対応（安全確保・被害児童生徒、保護者心のケア）
- ・加害者への対応（加害生徒への指導及びその背景を探り、保護者と協力して改善策を検討）

②集団指導についての方針

- ・傍観者への対応

③調査機関の対応について

(3) 関係機関との連携

- ①犯罪行為にあたる場合、警察に相談し対応する
- ②府や市のSC（スクールカウンセラー）の活用
- ③府SSW（スクールソーシャルワーカー）の活用
- ④村保健センター 村家庭児童相談員の活用

6. 教職員の資質向上のための研修計画

- 例 「いじめ対応プログラムⅠ、Ⅱ、Ⅲ」等を活用した研修
SC、SSW等を活用した研修
ネットトラブルについての研修

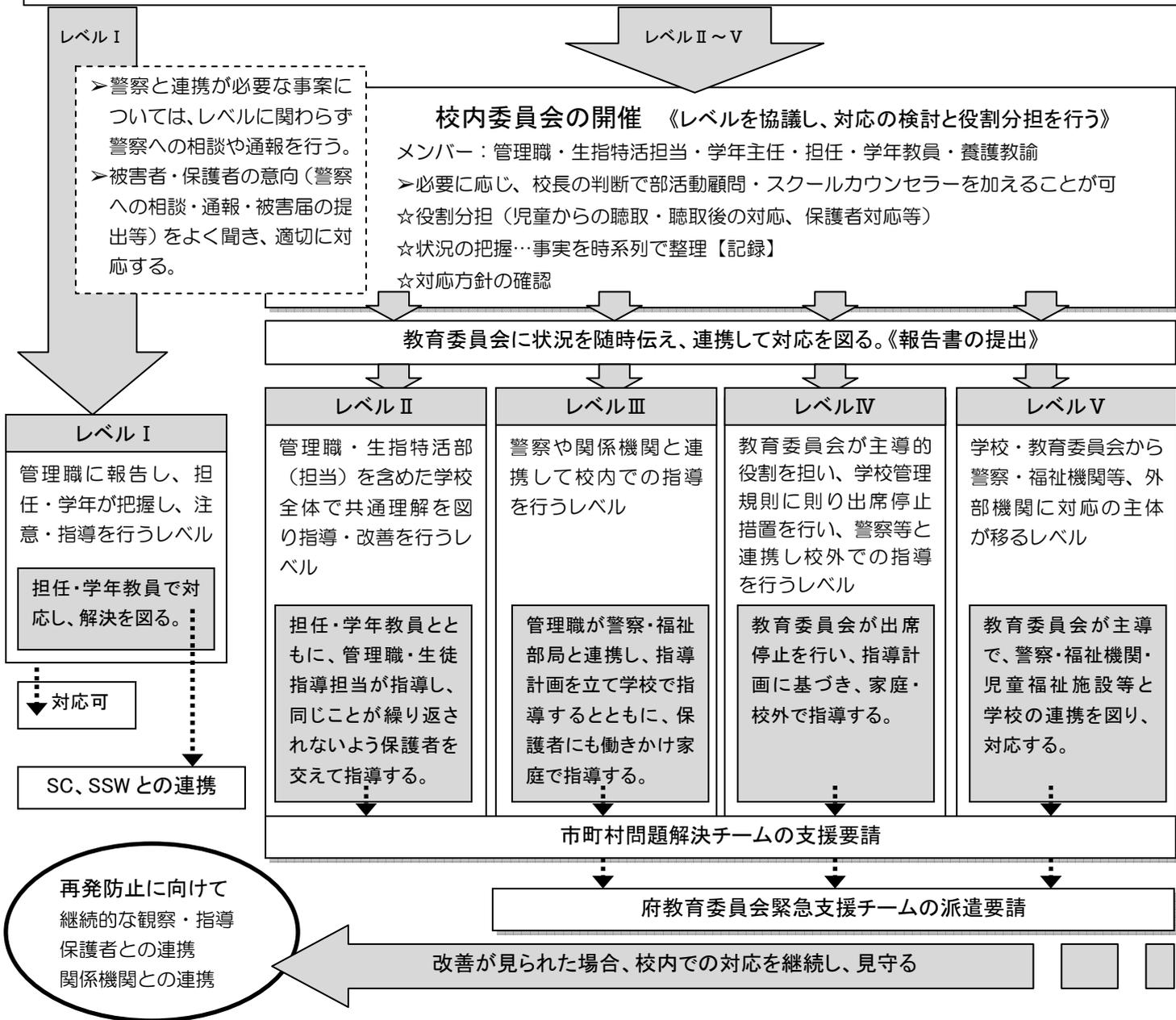
7. 効果検証

- 例 学校診断アンケート等、保護者アンケートによる学校の取り組み検証
問題行動調査、不登校調査等において検証
学校いじめ防止基本方針の取り組みの効果を検証
年間反省を行い、PDCAサイクルをもとに次年度へ活かす

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

ねらい

- 児童の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。
 - ① 加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
 - ② 問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
 - ③ 教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
 - ④ レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。
- 問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留意事項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

5つのレベルの例示

レベルⅠ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動 (荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)
 - ◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等
- ※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

【事例Ⅰ－①】放課後、体育館に無断で入り込みバスケットボールをして遊んでいた数名の児童を、担任が指導したが反抗的な態度をとった。

【事例Ⅰ－②】図画工作科の学習中、彫刻刀の使用について指導していた担任に対して、6年生男子児童がふざけた態度をとった。危険な行為に及ばないように注意したところ、担任を挑発しからかうような言葉をあびせた。



- ・管理職への報告を行い、放課後、担任・学年主任とともに保護者と当該児童生徒を指導した。

レベルⅡ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害
- ◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ

※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する

※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合

※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

【事例Ⅱ】始業のチャイムが鳴ったにもかかわらず、2名の児童が廊下でボールを蹴り、遊びを止めなかった。A教諭が遊びを止め教室に入るように促したところ、2名は遊びを止めず暴言を吐いた。他の教諭も駆けつけ遊びを止めさせた。



- ・放課後、管理職・生指特活担当教諭とともに保護者も交えて当該児童2名を指導した。
- ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅢ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 暴言・誹謗中傷行為 (「死ぬ」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの)
- 脅迫・強要行為 (態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの)
- 暴力 (蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらないもの)
- ◇喫煙 ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊◇バイクの無免許運転等

※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

【事例Ⅲ－①】児童間での暴力行為を行った児童を指導した。その際、指導する教師に対しても反抗的で暴言を吐いた。教師を突き飛ばしたり、制止を振り切ろうと暴力をふるったりもした。

【事例Ⅲ－②】授業中、集団で奇声を上げながら廊下を走り回り授業妨害を繰り返したり、器物破損を続けたりする児童たちに対して継続して指導を実施する。担任に加え、生指特活担当教員等も一緒に指導に入るがおさまらない。制止する教員に対して暴言を吐いたり、暴力をふるったりすることが起こった。



- ・管理職が警察や子ども家庭センターに連絡を取り、当該児童の状況を報告した。スクールソーシャルワーカーにも相談し、保護者の思いや保護者の役割を明確にしながらい指導計画を立案し、学校・家庭で指導を強化した。
- ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅣ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為 (金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの)

◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等

※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合

※被害児童の状況を考慮し、被害児童の保護・加害児童への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

【事例Ⅳ－①】授業妨害・指導に対する反抗的な態度を繰り返す児童に対して注意をしたところ、暴れた。数名の教員が制止したがおさまらず、担任教諭に対して殴りかかり頬を殴った。

【事例Ⅳ－②】これまでも問題行動を繰り返していた十数名の児童が、校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制止しようとした教諭を足で蹴り、振り払った。その後も30分ほどバイクで走り回る行為を続けた。



・管理職が関係諸機関と連絡を取り、継続して指導を行ったが改善が見られないため、教育委員会が出席停止を命じ、警察や子ども家庭センター等と連携して指導計画を立て、校外で指導をした。

・教育委員会が学校に対して、対応の指示を行った。

レベルⅤ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為 (態様・被害の程度・背景事情を考慮する)

◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等

※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合

【事例Ⅴ】当該児童は授業妨害・生徒間での暴力行為を繰り返し、再三にわたり指導されている。時には指導に対して反抗し、教員に対しても暴力行為を行うことがあった。この日も立ち歩き等を繰り返し教員から注意を受けた。冷静さを失った生徒は、教員に殴りかかり数回顔を殴り全治3カ月の重傷を負わせた。



・管理職と相談のうえ、当該教員は傷害事件として警察へ通報し被害届を提出した。同時に教育委員会へ報告し、教育委員会・警察・市福祉部局と相談のうえ更生プログラムを作成し、児童自立支援施設で指導を行った。